

入札監理小委員会の審議結果報告 個人被ばく管理に係る業務

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

■ 事業概要

- ・ 外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守管理
- ・ 内部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守管理
- ・ 上記業務にかかるデータ、文書及び資料等の作成・管理及び物品等の管理

■ 対象施設

核燃料サイクル工学研究所 個人被ばく管理棟、放射線保健室、医務棟、計測機器校正施設、ホールボディカウンタ車庫

■ 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（市場化テスト 4 期目）

■ 事業目的

職員、外来業者等を含む研究所の管理区域立入者について、外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定等の個人被ばく管理を行う。

(2) 選定の経緯

本事業は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）において、関係法人のみによる応札など不透明な調達が多数実施されていることを指摘する新聞報道（平成 27 年 12 月）を発端として、監理委員会として機構の契約状況等を確認していた過程において、機構から自主的に選定された事業のうちの 1 件である。（公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表に記載された事業）

2. 事業の評価を踏まえた対応について

(1) TLD（個人線量計）の今後の使用についての検討

前回の市場化テストにおいて課題とされた「受託事業者を JAEA に常駐させ外部被ばく線量を測定させる方法から、遠隔地に個人線量計を送付し測定する業者に委託すること」については、令和 5 年 10 月に放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下、「RI 法施行規則」という。）が一部改正され、規制要求が追加されることから、外部機関の測定サービスを順次導入する方針であるが、従来から機構が使用している TLD の運用はどうするのか。

【対応】

外部機関の測定サービス（アウトソース方式）を利用した場合、コストアップになること、現在所有・使用している TLD のメーカー保守が令和 8 年度末で終了することを踏まえ、以下のように 2 段階でアウトソース方式へ切替えることを計画している。

① 1 回目の切替：令和 5 年 10 月 1 日 ～

RI 法施行規則が適用される放射線業務従事者のみをアウトソース方式の対象とし、それ以外は既存の TLD の使用を続ける。

② 2 回目の切替：令和 9 年 4 月 1 日（予定）～

既存の TLD の保守サポートの終了に合わせてすべてアウトソース方式に

移行の予定。なお、①の期間に、アウトソース方式（受動型個人線量計）と併用して、新たに電子式個人線量計の導入の検討も進めていく計画。

(2) 作業員の常駐の必要性についての検討

【対応】 本業務は、核燃料サイクル工学研究所が所有する設備を、受託事業者が使用し業務を行うものであり、業務実施場所である核サ研において、受付業務や測定装置の日常点検等、日々定常的に発生する業務があるため、一定数の作業員の常駐は必要である。ただし有資格者（放射線業務従事者、大型免許取得者）の常駐は要求していないことを明確化し、受注者の裁量にて常駐、非常駐の配置が可能である仕様としている。（資料【5—2】P. 30, 66/75）

(3) 外部に委託する業務と機構の職員の業務の範囲がわかりづらい

【対応】 受注者と機構の役割分担（責任範囲）を表形式に整理し明確化した。（資料【5—2】P. 66～71/75）

3. 実施要項案の審議結果について

【論点 1】

受注者の担当業務である外部被ばく・内部被ばく線量測定に係る記録の作成・管理の作業項目において、「紙媒体」という表現があるが、これは必要なのか。必要であれば、それがメインではなく補助的なものであることがわかるように記載を工夫すべき。

【対応 1】

「紙媒体」による記録の作成手順は、パソコンにて「電子データ」として作成したものを印刷して行うものになるため、「紙媒体（電子データの印刷物）」との記載に修正し、手書きによる記録作成を求めるものではないことを明確にした。（資料【5—2】P. 60、65/75）

【論点 2】

緊急時に使用するホールボディカウンタ車（内部被ばく線量を測定する全身カウンタを積載したトラック）の保守・管理業務の作業項目として「ホールボディカウンタ車の管理・運行」という表現があるが、ホールボディカウンタ車を使って測定すると誤解される可能性があるため、「運行」という言葉を変える、あるいは具体的にどんなことを期待しているのかを記載すべき。

【対応 2】

ホールボディカウンタ車（大型トラック）の「運転」を行う業務であることが明確になるよう、「運行」→「運転」に表現を修正した。また、「ホールボディカウンタ車の管理・運転」業務に、点検に伴う研究所内の車両走行、給油のための研究所外への車両走行を含むことを明記した。（資料【5—2】P. 60、64、65/75）

【論点 3】

ホールボディカウンタ車の運転のため「大型自動車運転免許所有者」を1名以上配置することが求められている点について、ホールボディカウンタ車を実際

に動かす業務だけ取り出して他に委託をすることは可能か。入札をしたいと考えている会社が、たまたま大型免許を持っている従業員がいなかった場合、例えば、レンタカー会社と組んで、レンタカー会社から人を派遣してもらってホールボディカウンタ車を動かしてもらい、というような運用は可能か。必要な時だけ必要な資格者を核サ研内に招き入れるというような業務配置が可能であるならば、それを明確にわかりやすく記載すべき。

【対応3】

本件は資格者の配置全般について言えることになるため、仕様書の「9. 業務に必要な資格等」の冒頭の説明において、「また、所定の手続きにより機構の事前承諾を得た場合、本業務の一部について下請負を行うことにより資格者を配置（非常駐も可）しても構わないこととする。」を追記して明確にした。

（資料【5—2】P. 66/75）

【論点4】

委託範囲は定常的な業務であり、トラブル発生時の被ばく評価は含まないことを記載している「トラブル発生時に必要となる特殊モニタリングにおける測定・評価は」の部分について、ホールボディカウンタ車の運転も緊急時には行わない（緊急時には職員が行う）ことを特記してはどうか。

【対応4】

「トラブル発生時に必要となる特殊モニタリングにおける測定・評価（ホールボディカウンタ車の緊急時の運転を含む）は、本業務範囲には含まれない。」と、緊急時のホールボディカウンタ車の運転は本業務請負の範囲に含まれていないことを明記した。（資料【5—2】P. 3、54/75）

4. パブリック・コメントの対応について

令和4年9月10日から9月26日までパブリック・コメントを行ったが、寄せられた意見はなかった。

以上